

おおだファミリーサポートセンター ひとり親補助についてのお知らせ

R3.4.1 よりおおだファミリー・サポート・センターに登録しているひとり親が援助活動を依頼された際の、利用料の半額を減免します。

該当される方は事前に登録申請が必要です。下記までお問い合わせください。

○対象：ひとり親(児童扶養手当一部支給もしくは全額支給)の方

○減免額：おねがい会員が、まかせて会員に支払う利用料の半額
(ただし、交通費・食事やおやつ代等及びキャンセル料は対象外)

★注意★

- ・ 一世帯当たり一カ月の補助上限額は 5,000 円までです。
- ・ なお、本補助金は年間の補助予算額が限られているため、上限に達した場合は以降年度内は減免されませんので予めご了承ください。



子ども 1 人につき 30 分あたりの基準額		半額助成後
平日昼間	300 円	150 円
早朝・夜間	400 円	200 円
土・日・祝日	400 円	200 円
病児・病後児の預かり	400 円	200 円

(平日昼間：7：00～19：00 の時間とします)

○減免のながれ

- ①事前に「おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録申請書」を市に提出します。
- ②市が審査し、該当者には「おおだファミリーサポートセンター利用料金減免事業登録決定通知書」を送付します。
- ③ファミリーサポートセンターを利用し、まかせて会員さんへ②を提示し、減額された利用料(おやつ代、交通費当実費を除く)を支払います。

○その他

以下の場合は、必ず変更届を大田市もしくはおおだファミリーサポートセンターへご提出ください。

- ・児童扶養手当が全額停止となった場合
- ・住所、氏名、電話番号等に変更があった場合
- ・再婚等された場合

※減免の内容に虚偽が見つかった場合は、減免分の料金を追加徴収させていただくことがありますのでご了承ください。

♪お問い合わせ先♪

おおだファミリーサポートセンター
大田市役所健康福祉部子ども家庭相談室

☎0854-83-7550

☎0854-83-8147